I_{20} ＝ 0.032
I_{21} ＝ 0.032
I_{22} ＝ 0.032
I_{23} ＝ 0.031
I_{24} ＝ 0.025
I_{25} ＝ 0.025
I_{26} ＝ 0.003
I_{27} ＝ 0.002
I_{28} ＝ 0.0012

J_n　防災対策事業（公共施設等耐震化事業のうち Is 値が 0.3 未満の施設を対象とした事業分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

K_{21} ＝ 0.043
K_{22} ＝ 0.043
K_{23} ＝ 0.042
K_{24} ＝ 0.033
K_{25} ＝ 0.033
K_{26} ＝ 0.004
K_{27} ＝ 0.002
K_{28} ＝ 0.0015

L_n　防災対策事業（旧緊急防災基盤整備事業（継続事業分））に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

M_{14} ＝ 0.031
M_{15} ＝ 0.033
M_{16} ＝ 0.033
M_{17} ＝ 0.028

N　国の施策に基づいて要請された金融支援として水俣病発生地域において水俣病の原因となる物質を排水した法人への無利子の貸付けに係る経費に充てるため、平成 12 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金（ただし、当該年度において水俣病の原因となる物質を排出した法人から償還される額を除く。）及び水俣

I_{20} ＝ 0.032
I_{21} ＝ 0.033
I_{22} ＝ 0.033
I_{23} ＝ 0.026
I_{24} ＝ 0.025
I_{25} ＝ 0.004
I_{26} ＝ 0.003
I_{27} ＝ 0.002

J_n　防災対策事業（公共施設等耐震化事業のうち Is 値が 0.3 未満の施設を対象とした事業分）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

K_{21} ＝ 0.044
K_{22} ＝ 0.044
K_{23} ＝ 0.035
K_{24} ＝ 0.033
K_{25} ＝ 0.005
K_{26} ＝ 0.004
K_{27} ＝ 0.002

L_n　防災対策事業（旧緊急防災基盤整備事業（継続事業分））に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

M_{14} ＝ 0.031
M_{15} ＝ 0.033
M_{16} ＝ 0.033
M_{17} ＝ 0.028

N　国の施策に基づいて要請された金融支援として水俣病発生地域において水俣病の原因となる物質を排水した法人への無利子の貸付けに係る経費に充てるため、平成 12 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金（ただし、当該年度において水俣病の原因となる物質を排出した法人から償還される額を除く。）及び水俣